

議案第54号

小田原市立幼保連携型認定こども園条例

[制定理由]

小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 名称及び位置（第3条関係）

(1) 名称 小田原市立たちばなこども園

(2) 位置 小田原市小船174番地の1

2 入園の資格（第4条関係）

小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）に入園することができる者は、小学校就学の始期に達するまでの子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）のうち満3歳以上の者及び満3歳未満の保育を必要とする者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 子どものための教育・保育給付を受ける資格及び次に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る子ども

ア 満3歳以上の小学校就学前子ども（イに該当する者を除き、こども園に入園する年度の初日の前日において満3歳以上である者に限る。）

イ 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

ウ 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、イの事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(2) その他市長が特に入園の必要があると認める者

3 入園の制限（第5条関係）

市長は、次に掲げる場合には、こども園への入園を拒むことができることとする。

(1) 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) その他市長が入園を不相当と認めたとき。

4 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正（附則第3項関係）

こども園の設置に伴い、こども園の利用者から保育料を徴収するための所要の
規定の整備を行うこととする。（第6条及び第7条関係）

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日